

愛媛県内の学校生協組合員の皆さまへ

# 自動車保険料を見直しませんか

比べてください、自動車保険料

団体扱契約は  
一般契約に比べて

約**20.0%**も割引！<sup>※1</sup>

大口団体割引  
**16.0%**  
×  
団体扱一括払  
約**5%**

※1 この割引率は次のとおり、大口団体割引率等を連算しております。  
団体扱一括払:  $1 - [(1 - \text{大口団体割引} \cdot 16.0\%) \times 0.95 (1 - \text{団体扱一括払割引分} \cdot 5\%)]$



メリット **1** 大口団体割引**16.0%**<sup>※2</sup>を適用。組合員さまだけが割安で保険に入れます！

※2 大口団体割引は、2021年4月1日～2022年3月31日の間に始期日があるご契約に適用されます。  
なお、大口団体割引は、団体全体のお引受実績に応じて毎年4月1日に見直されます。

メリット **2** 団体扱でご契約いただくと、一般契約に比べて保険料を節約<sup>※3</sup>できます！

※3 また、団体扱一括払の場合、団体扱以外のご契約の一時払保険料と比べて、保険料が5%割安です。

メリット **3** 現在ご契約の保険から等級が継承<sup>※4</sup>できます！

※4 一部等級が継承できない共済がございます。詳しくは取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。  
等級別の割増引率を「無事故」と「事故有」の2種類に分け、事故のなかった方とあった方では、同じ等級でも異なる割増引率が適用されます。

## まずはお見積りで、保険料を比較してください！

### 〔団体扱自動車保険ご加入の要件について〕

愛媛県学校生協連合会が団体扱での加入を認めた方かつ、以下の●要件をすべて満たす必要があります。

- 保険契約者は愛媛県内の学校生協組合員の方
- 記名被保険者(=ご契約のお車を主に使用される方)およびご契約のお車の所有者が保険契約者本人、  
保険契約者の配偶者、保険契約者またはその配偶者の同居の親族・別居の扶養親族のうちいずれかの方

※OBの方は、さらに①、②のいずれかを満たす場合

- ①ご退職時に団体扱自動車保険契約にご加入されていた方 (継続してご加入いただくことが条件となります。)
- ②地方公務員等共済組合金が支給されている方、または受給資格のある方(証明書コピーをご提出願います。)

### <引受保険会社>

三井住友海上火災保険(株)

東京海上日動火災保険(株)

損害保険ジャパン(株)

